

令和4年度第1回世田谷区特別職報酬等審議会 会議録

- 日時 令和4年8月2日（火）14：00～15：35
- 場所 世田谷区役所第1庁舎5階 庁議室
- 出席者 沼尾会長、外山会長職務代理、朝倉委員、小島委員、鈴木委員、
楯委員、中村委員、永山委員、山口委員
- 事務局 総務部総務課
- 会議の公開・非公開 公開
- 傍聴者 なし
- 次第 第1回世田谷区特別職報酬等審議会
 - 1 開会
 - 2 区長諮問
 - 3 審議「政務活動費の額について」
 - (1) 資料説明
 - (2) 質疑
 - (3) 審議
 - 4 閉会

令和4年度第1回
世田谷区特別職報酬等審議会

日：令和4年8月2日（火）

於：区役所第1庁舎5階 庁議室

午後2時開会

○会長 それでは、定刻となりましたので、これより令和4年度第1回世田谷区特別職報酬等審議会を始めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、この酷暑の中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。ようやく今回対面でお会いできた先生もいらっしゃるんですけども、審議会の会長を務めさせていただいております沼尾でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の次第に従いまして、まず保坂区長から御挨拶及び諮問をいただきます。よろしくお願いいたします。

○区長 皆様、こんにちは。大変な猛暑の中、区役所までお出かけいただきまして、ありがとうございます。特別職報酬等審議会、大変大事な審議会でございます。今年度につきましても、世田谷区の特別職、私も含めてでございますが、給料と区議会議員の報酬、また、政務活動費の額について御審議いただきたいと考えております。

依然として新型コロナウイルス、オミクロン株がB A. 5ということで置き換わっております。感染者が極めて多い状態になってございます。軽い方が多いんですが、中には高齢で基礎疾患などがある方で、その症状が同時に出てしまうということで心配をしているところでございます。一方で、毎回繰り返してきたような緊急事態宣言やまん延防止等重点措置はさほど効果がないんじゃないかということで、国・政府のほうでも、いわゆる行動制限についてはあまりかけないということで社会経済活動も止めずに、なかなか難しい判断でございますけれども、悩みながら3年ぶりにふるさと区民まつり、看板があったと思うんですが、この週末、暑い中で開催しようというところでございます。

世田谷区の財政におきましては、リーマン・ショック以来の大幅な落ち込みがあるんじゃないかということで想定しておりました。したがって、かなり緊縮の予算、しかも本庁舎の建て替えということがありますので、想定しておりましたが、その想定よりいわば法人税等の税収が東京都においてあったということで、大きな税収の落ち込みは今のところはない状態で、したがって、現状、このリアルタイムにおいては極めて健全に運営させていただいていますが、この先、ウクライナ侵攻があり、物価の高騰がありということで、なかなか先行きが見通せない時期だと思います。

こういった状況の中で、世田谷区において、執行機関の指揮を執る特別職及び区議会議員の担う役割は非常に大きいと思いますので、皆様の率直な御意見、公平かつ区民の立場

から見てこの点についてどうぞ議論を尽くしていただいて、検討の結果をお聞かせいただけたらと願うところでございます。今日は本当にありがとうございました。

諮問文を読み上げさせていただきます。

〔諮問文を朗読し、会長に手渡す〕

○会長 ただいま保坂区長から審議会に対する諮問をいただきました。

これより本年度の審議に入っていきたいと思えます。

なお、区長から、公務により退席するという事でお申出をいただいておりますので、ここで区長には御退席いただきます。

○区長 よろしくお願ひします。

〔区長退席〕

○会長 それでは、早速、議事に入っていきたいと思えます。本日の審議会ですが、閉会をおおよそ午後4時ということで進めていきたいと思えますので、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

初めに、本日の審議の次第等について、総務部長から御説明をお願ひいたします。

○総務部長 総務部長の池田でございます。本日、皆様、本当に暑い中おいでいただきまして、ありがとうございます。

まず、配付資料の確認をさせていただければと思っております。事前に送付済みの資料といたしまして、令和4年度第1回特別職報酬等審議会資料、ちょっと厚めの資料でございますが、こちらをお送りさせていただいております。皆様お持ちということでよろしいでしょうか。次に、席上に本日の次第並びに委員名簿をお配りさせていただいております。

本日お配りしている資料としては以上となります。

また、次第について御案内させていただきたいと思えます。ただいま区長から審議会へ諮問をさせていただきましたが、本日は政務活動費の額について御審議をいただきたいと考えております。この後、御審議をいただく前に、総務課長と財政課長から審議会資料の御説明を申し上げたいと考えております。

なお、特別職の報酬等の額に関する審議につきましては、今後、国の人事院とか特別区人事委員会から職員の給与に関する勧告が行われます。その勧告の内容等を参考としていただきながら特別職等の報酬の額については御審議いただくということで、次回は10月31日を予定させていただいておりますので、御承知おきいただければと思えます。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、本日の次第に従いまして、政務活動費の額について御審議をいただきます。

まず、事務局よりお手元の資料について御説明をお願いいたします。

○総務課長 それでは、総務課長の中潟より御説明をさせていただきます。

お手元の令和4年度第1回特別職報酬等審議会資料に沿いまして説明させていただきます。

恐れ入ります、2ページを御覧ください。政務活動費の概要でございます。

まず1の(1)政務活動費制定の趣旨でございます。記載のとおり、国会議員の立法事務費に相当するものとしたしまして、昭和35年以降、地方議会でも交付が始まりました。その目的は、地方議会の活性化を図り、議員の調査研究活動の基盤の充実を図ることでございます。

世田谷区におきましては、(2)に記載のとおり、昭和35年より各会派へ補助として交付が始まったものでございます。

次に(3)政務活動費の変遷でございます。1)につきましては、補助金としてスタートした政務調査費につきましては、平成12年5月に政務調査費として法制化され、地方自治法で明確に位置づけられました。この法制化のポイントといたしましては枠内に記載の①から⑤のとおりでございますが、中でも②政務調査費は、議員の調査研究活動に必要な経費の一部として交付されるものとして位置づけられ、さらに③では、政務調査費の交付対象、額及び交付の方法は条例で定めなければならないものとされました。

さらに、政務調査費の制度化に当たり、当時の自治省からは、次の3ページ上段の枠①から③の留意事項が指摘され、特に②では、額の決定には特別職報酬等審議会などの意見を聴くことを挙げられております。

世田谷区では、これらを受けまして、これまでの交付規程により補助金として交付してきたものを、平成13年4月1日より条例に基づく交付金として交付することといたしました。また、同時に世田谷区特別職報酬等審議会条例を一部改正し、特別職報酬等審議会の審議内容に「政務調査費の額」を加えてございます。こうしたことも踏まえまして、この特別職報酬等審議会に政務活動費の額について諮問させていただいているところでございます。

次に3ページの2)でございます。平成24年9月の地方自治法改正でございます。政務調査費から現在の政務活動費へ変更等が行われた改正でございます。改正内容といたしまし

ては、記載のとおり、政務調査費の名称を「政務活動費」とし、その交付目的を「議員の調査研究」から「議員の調査研究その他の活動」へ改めるものでございました。また、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例に定めることや、政務活動費の使途の透明性の確保に努めることが新たに規定されております。これに伴いまして、世田谷区では、平成25年2月に政務調査費の交付に関する条例を改正いたしました。この改正ポイントでございますが、先述の地方自治法の改正に倣った条例の名称変更など、主に下の枠内の①から④でございます。中でも③につきましては、これまで規則に定めていた別表の使途基準を条例に規定するものでございます。

恐れ入ります、ページが飛びますが、28ページをお開きください。ページの下部でございますが、ただいま説明いたしました世田谷区政務活動費の交付に関する条例の別表でございます。この表でお示ししている項目、内容が条例で定めた政務活動費を充てることができる範囲の具体的な内容でございます。

次の29ページまで表が続いておりますが、29ページの表の備考につきまして、1 政党活動、選挙活動及び後援会活動に係る経費及び、2 飲食を主目的にした研究会、会議等に係る経費は対象外とする旨が記載されております。

また、以下3から8では、各項目において政務活動費の対象外となる経費や按分すべき経費について定めております。これらの基準に照らし、政務活動費の交付を受けた会派または議員がその活動で要した経費について政務活動費として支出をしております。

恐れ入ります、3ページにお戻りください。2の交付対象及び額でございます。政務活動費は、会派または議員に対し交付されます。金額は、議員1人当たり月額24万円、年額に換算しますと288万円でございます。

恐れ入ります、5ページをお開きください。【資料1】政務活動費の改定経過でございます。昭和54年度から現在までの月額の改定経過を一覧にしたものでございます。平成13年度に現在の月額24万円改定を最後に、それ以降、改定はされておられません。これは、平成13年の特別区制度改革により、23区が基礎的自治体として位置づけられたことに伴い、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律に基づき、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大され、地方議会の担う役割が重要となっていることを理由に増額したものとなります。

恐れ入ります、また3ページにお戻りください。先ほどの交付対象額についてでございますが、参考といたしまして国・都の政務活動費等を掲載してございます。国には、①と

いたしまして、調査研究広報滞在費として議員個人に月額100万円が交付されております。②立法事務費でございますが、これは区の政務活動費に相当するもので、議員1人につき月額65万円が交付されております。その下、東京都につきましては、区と同じ政務活動費でございますが、議員1人につき月額50万円が交付されております。

恐れ入ります、4ページにお移りください。3の交付方法でございます。会派または議員からの請求により四半期ごとに交付し、年度終了後に収支状況を区議会議長へ報告するものとなっております。

次に4の使途の公表でございます。政務活動費の収支報告書、会計帳簿、支出に係る領収書その他証拠書類については、世田谷区議会ホームページに掲載して公表することが条例で定められております。こちらには記載してございませんが、このホームページの公表につきましては、23区では世田谷区を含め19区が公表しております。一方で、領収書その他証拠書類までの公表を行っている自治体としましては世田谷区以外では5区のみとなり、開示請求せずとも閲覧ができる状況にあり、他の自治体と比較しても比較的透明性の高い取組を行っているものと言えると考えております。

恐れ入ります、またページを飛びまして32ページを御覧ください。こちらの32ページから最終35ページにわたりまして、政務活動費に係る収支報告書のホームページの公表について、該当するページの閲覧方法を参考資料としておつけしております。

なお、令和3年度分の政務活動費につきましては9月に公表される見込みとなっております。

また、昨年度、令和3年度の特別職報酬等審議会におきまして附帯意見として頂戴しておりましたホームページの改善につきましては、区議会事務局に申し送りを行いまして、恐れ入ります、34ページと35ページでございます。

まず34ページの下段「政務活動費収支報告書」の下に、これまで「令和2年度分」というところのリンクが貼られているだけでございましたが、政務活動費収支報告書を議長に報告しなければならないとの説明書きを追記させていただいております。

また、35ページでございますが、こちらをクリックしますと、それぞれ会派、各議員の収支報告書、会計帳簿、領収書その他証拠書類が閲覧できるページに飛ぶものでございますが、こちらの議員のお名前の下に収支報告書、会計帳簿、領収書等証拠書類につきまして説明書きをそれぞれ追記させていただき、内容について閲覧する際の参考としていただいているものでございます。

なお、この会計帳簿の支出項目や用途の詳細につきまして、この閲覧の中で不明な点、問合せ等があった場合におきましては、議会各会派、各議員の責任において説明されているということを議会のほうと確認しております。また、先述した公表状況からも、比較的透明性の高い取組を行っているものと考えております。

恐れ入ります、またページをお戻りいただきまして、6ページを御覧ください。A3の用紙でございます。こちらは令和3年度政務活動費各会派および各議員別支出内訳一覧でございます。左側の縦欄に公明党、日本共産党、生活者ネットワーク以下、各議員のお名前を並べ、裏面まで記載が続いております。その右側には項目がございまして、調査費から人件費まで、そして太枠で囲っております支出の合計、さらに人数、執行率の記載資料となっております。

まず右側から3列目でございます。交付額ですが、月額24万円を議員の人数分掛けたものでございます。会派で交付を受けている公明党は9人、年度途中で8名に変更となっております。共産党は3名、生活者ネットワークは3名分の額となっております。以下、各議員個人への交付額となっております。

また、各項目、調査費から人件費まで、そして支出合計については、各会派または議員から提出された政務活動費収支報告書による額でございます。

なお、本資料につきましては、令和4年4月30日までに各会派及び議員により議長に提出された報告書の内容に基づき作成されたものとなっております、今後修正となる場合もございます。

補足でございますが、下の注書きのとおり、令和3年度中で区議でなくなった場合につきましては、月初に議員であった最後の月まで政務活動費が交付されておりますので、令和3年6月に区議を辞められた公明党の高久議員、立憲民主党の風間議員につきましても、4月から6月までの3か月分に当たる72万円が支給されているものでございます。

恐れ入ります、裏面の7ページ、一番下の合計欄を御覧ください。右側から3番目の交付額の合計額でございますが、1億3967万円となっております。また、次の欄の返還額の合計は1337万円余となっております。執行率は90.42%。昨年度は91.82%でございました。支出額が交付額より下回っている場合、残余の額は返還するものとなっております。

続きまして、8ページを御覧ください。政務活動費の支出内訳別支出額やその割合、執行率の推移を平成29年度から令和3年度まで直近の5年分をお示ししております。中段の棒グラフを御覧いただきますと、支出の割合が最も多いものが広報広聴費で52.9%。令和

2年度につきましては54.3%となっております。広報広聴費に次いで多いのが事務費でございます。こちらは21.6%。2年度は19.8%でございました。その次に多いのが人件費で19.3%でございます。これら広報広聴費、人件費、事務費、この3項目で合わせますと全体の93.8%を占めるところでございます。前年度も92.3%、同じような割合で占めているところでございます。それぞれの項目ごとの主な使用用途につきましては次のページで御説明いたします。

続いて下段の表を御覧ください。直近5年分の政務活動費の執行率と交付された額でございます。まず、こちらの資料でございますが、一部訂正がございまして、表の一番左の一番下でございます。「交付額を超過した政党および議員の数」は政党ではなく「会派」でございます。訂正させていただきます。

これらの表とグラフを見比べていただきますと、平成30年度以降、徐々に執行率は減少となっております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が推測されますが、依然として執行率は90%を超える状況となっております。

また、支出項目ごとの割合につきましても、こちらにも新型コロナウイルス感染症の影響もあり、調査費に減少が見られるものの、大きな割合を占めます広報広聴費、人件費、事務費につきましてはいずれも年度において約9割を占めており、このような構成に大きな変化はない状況でございます。

続きまして、裏面、9ページを御覧ください。政務活動費における項目別の主な使用用途を割合の多い項目から順にお示ししております。項目別で最も多かったものが、先ほど報告しています広報広聴費でございます。こちらにつきましては、主に区政報告に係る印刷・作成費用、それらの郵送・ポスティング料、ホームページ運営経費が挙げられております。

次いで割合の多い事務費でございますが、主にOA用品の購入費用や事務機器リース代、事務所の賃料などの経費が含まれております。

次の人件費につきましては、主に調査研究補助員の給与として支出されております。ここまでの支出に係る主な項目における使用用途となります。

調査費以下、御説明につきましては記載のとおりでございます。

次に、10ページを御覧ください。特別区（23区）政務活動費関連データの一覧でございます。一番上、千代田区から、一番下、江戸川区までの23区のデータでございます。世田谷区は黄色のマーカーで記したところでございますが、交付月額額は24万円で、23区の中で

は一番高い額となっております。2番目がすぐ上にごございます大田区で23万円。3番目
が下から4行目にごございます練馬区で21万円。一番下の行でごございますが、23区平均では
16万5435円となっております。

なお、23区におきまして、近年、交付額を変更した区はございませんでした。少し遡り
ますと、平成20年に文京区が視察費の予算化に伴いまして15万円から1万円減の14万円に
減額したという実績がございます。また、東京都におきましては、平成29年度に60万円か
ら50万円に減額をされております。こちらは、都政改革に向け議員自ら身を切る改革を実
行するものとして、全会派が条例案を共同提出されたものでございます。

なお、表の中央には人口も記載してございます。令和4年6月1日現在の推計人口で、
世田谷区につきましては外国人登録も含め91万7000人余りで、23区最大の人口を有する
ところは変わってございません。また、2番目につきましては、下から4行目にあります練
馬区の73万9000人余りでございますが、練馬区と比べても、およそ18万人の違いがある
ところがございます。また、その隣の欄、議員1人当たりの人口も世田谷区は1万8357人、
こちらも23区の中で最も多く、2番目は下から2行目の江戸川区で1万5676人となっ
ております。

続きまして、その次の隣の欄、区民1人当たりの政務活動費年額でございます。こちら
の計算は、政務活動費の総額を人口で割り返したものでございますが、世田谷区は約157
円、23区では20番目となっております。

次にその隣の欄、令和4年度一般会計当初予算でございますが、世田谷区は23区中1番
目となっております。

その隣の欄、予算に占める政務活動費の割合は0.043%、こちらは23区で16番目とな
ってございます。

最後になりますが、11ページを御覧ください。政令指定都市政務活動費交付状況でござ
います。全国に20ございます政令指定都市における政務活動費、議員定数、推計人口、令
和4年度一般会計予算をまとめたものでございます。政令指定都市におけます政務活動費
の平均は約33万3250円となっております。世田谷区より人口の多い政令市におきまして
は、いずれも政務活動費の額が高くなってございます。また、人口で世田谷区を下回りま
す政令市においても、堺市、静岡市は世田谷区を上回る金額の政務活動費を交付している
状況でございます。

長くなりましたが、政務活動費の説明は以上となります。

○会長 ありがとうございます。

皆様、御質問、御意見等あると思うんですけれども、まず先に区全体の財政状況について御説明をいただきたいと思います。それでは、財政課長からよろしく願いいたします。

○財政課長 財政課長の五十嵐と申します。引き続きの説明で恐縮ですが、よろしく願いいたします。

では、世田谷区の財政状況について説明させていただきます。

お手元の資料の14ページを御覧いただけますでしょうか。令和4年度当初予算規模でございますが、一番上の一般会計をはじめ4つの特別会計ごとに記載しております。

まず一般会計でございますが、令和4年度当初予算規模につきましては3336億3400万円、前年度と比較して136億4500万円、4.3%の増となっております。表組みの下、丸印の一番上でございますが、一般会計の説明書きにございますように、本庁舎等整備経費や感染症対策経費の増などが主な要因でございます。

その下、丸印4つが特別会計の予算となっております。国民健康保険事業会計につきましては、保険給付費の増などによりまして前年度比で3.3%、26億200万円の増。

後期高齢者医療会計につきましては、保険料と負担金の増などによりまして8.2%、17億7600万円の増。

介護保険事業会計につきましては、居宅介護サービス給付費の増などによりまして2.9%、19億6700万円の増。

学校給食費会計につきましては、配食人数の増などによりまして1.0%、3100万円の増となっております。

続いて15ページを御覧ください。15ページは、一般会計の予算につきまして、表の上段が歳入予算を財源別で、下段の表では歳出予算を性質別でそれぞれお示ししております。初めに、上の表6、歳入予算の内訳ですが、特別区税につきましては、地域経済や人口の動向等を踏まえまして1272億8700万円、前年度比で93億8000万円、8.0%の増としております。

その下、特別区交付金につきましても、財源である固定資産税や市町村民税法人分の増を踏まえまして603億9300万円、前年度比で121億1300万円、25.1%の増を見込んでいるところでございます。

次に、歳入の下の区分の特定財源になりますけれども、内訳といたしまして、国庫支出

金、都支出金、こちらは共に歳出の事業費と連動するものでございます。

その下の特別区債でございますが、こちらは区の借金に当たるものでして、主に年度ごとの投資的な事業に計画的に活用を見込んでいるものでございます。令和4年度におきましては、昨年度から始まっております本庁舎等整備をはじめ学校改築、公園の用地取得などに対し一定の借入れを予定してございます。

その下の繰入金につきましては、区の貯金に当たる基金の取崩しを行うもので、上の特別区債と同様に、主に投資的な事業に計画的に活用を見込んでいるものでございます。なお、令和4年度におきまして、本庁舎等整備や学校改築などの事業計画を踏まえて一定の活用を見込んでいるところでございます。

次に下の表7、歳出予算の内訳でございます。人件費につきましては、退職手当の減や特別区人事委員会勧告による期末手当の減などによりまして、前年度比でマイナス15億1600万円の減としております。

次に、行政運営費の区分のうちの扶助費は、私立保育園の運営費や障害者自立支援給付費などの増によりまして引き続きの増ということになっております。

その下の投資的経費につきましては、本庁舎等整備や都市計画道路の用地取得、学校改築経費の増などによりまして、前年度比で67億500万円、22.7%の増としております。

続いて、隣の16ページを御覧ください。特別区債と基金の年度末残高の見込みをお示ししております。左側、黒い棒グラフが基金、いわゆる区の貯蓄に当たるものです。右側の色の薄いほう、グレーの棒グラフが特別区債、区の借金に当たるものとなっております。いずれも現時点で今後の残高の見込みを年度別でお示ししているものでございます。左側の黒く塗り潰した基金残高の下にある白の部分につきましては、基金のうちの調査整備基金の残高をお示ししております。昨年度より本庁舎の改築工事が本格化しておりますが、庁舎整備が他の行政サービスに影響を与えないよう、庁舎整備に係る建設費の全額に対し、借金である特別区債と貯金である基金の活用を見込んでおります。今後とも計画的な財政運営によりまして、引き続き健全性を維持していきたいと考えているところでございます。

最後に、令和4年度の補正予算の状況について簡単に御説明申し上げます。

恐れ入ります、資料の17ページを御覧ください。17ページから今年度の1次補正予算の概要となっております。

お隣、18ページを御覧ください。第1次補正では、新型コロナワクチン住民接種の4回

目接種の準備をはじめ記載の事業に対して補正を行っております。

恐れ入ります、19ページを御覧ください。こちらは今年度第2次補正予算の概要となります。

お隣、20ページの内容ですけれども、2次補正では、新型コロナウイルス感染症防止対策や生活困窮者等支援、原油価格・物価高騰に伴う小・中学校給食食材費の上昇などに速やかに対応するため補正を行っております。

第1次補正は地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分、第2次補正予算は6月の区議会第2回定例会において議決をいただいております。

以上が令和4年度の区の財政状況の概要となります。説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染拡大を通じて経済活動も縮小する中で、税金はどうかということだったんですけれども、先ほどの区長のお話にもありましたし、今御説明もありましたけれども、税金は特別交付金も含めて堅調というようなことで、他方で、人件費はマイナスとのことですけれども、扶助費が伸びているとか、あるいは庁舎の建て替え等での財政支出あたりも増えているといった状況について御説明をいただきました。

それでは、具体的な検討に入る前に、今の資料説明Ⅰ、Ⅱにつきまして、ここは分からないとか、ちょっと分かりづらかったというようなこと、何か御質問等ございましたらまず御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。御意見は後からお伺いできればと思います。

○委員 8ページの下の実行率の件ですけれども、これは平成29年度から記載されているんですが、それ以前、少なくとも25年以降はどういう流れだったかお聞きしたいんです。前は100%に近かったけれども、令和3年度は90%になっているので、大分下がってきたのかなと思うんですけれども、今、分かりますでしょうか。

○総務課長 大変申し訳ございません、ただいま28年度のものの手元にない状況でございます。すぐ確認いたします。ただ、これまではもう少し執行率が高い状況だったかと思えます。

○委員 ありがとうございます。

○会長 そうしたら、今事務局で確認していただいて、28年度よりも前ですよ、いつ頃まで100%で、そこからどういう傾向なのかということをお調べいただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。

ちょっとお考えいただいている間に私から1点。先ほど政務活動費の領収書その他についてホームページで公表していると。詳しい領収書等まで公表しているものについては、世田谷区を除いて5区ということでしょうか。つまり特別区の中では世田谷区も入れて6区がホームページ上で細かい領収書等を公開しているという理解でよろしいですか。

○総務課長 世田谷区を含めて6区でございまして、墨田区、目黒区、豊島区、足立区、葛飾区、こちらの5区と世田谷区でございます。

○会長 もし事務局のほうで差し支えなければなんですけれども、その公表の仕方とかについて、ここはすごく分かりやすかったとか見やすかったとか、ここは参考になるとか、もし確認されていたら教えていただきたいのです。

○総務課長 この6区の状況でございますが、まず世田谷が一番初めに公表を始めたということで、その後、自治体が増えているところでございます。およそ収支報告書1枚が載っているもの、さらに世田谷区と同じように会計帳簿、さらに証拠書類という形で、内容につきましては同じような内容で載ってございます。ただ、領収書の添付につきましては、世田谷区の場合は会計帳簿の1行目から日付ごとに並んでいるんですが、その1行目の領収書につきましては、その該当する1のところは1と書いてあるものがその領収書と見比べられるものという形になってございまして、その他、特に大きく変わるようなところはない状況だと思います。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ほかに委員の皆様、御質問いかがでしょうか。

○委員 規定を見ますと、収支計算書とかそういったものは、事業年度が終わって1か月後の末日までに提出というような規定になっていきますけれども、ほかの区でもそういうタイミングでの提出なんですか。もうちょっと余裕があるところもあるのか、そこら辺をちょっと聞いたかったんですけれども。

○総務課長 他区の状況、期日のところは、申し訳ございませんが確認できていないところでございますが、通常、会計年度が終わった後1か月がベースになろうかと思えます。こちらにつきましても、分かるところがありましたら、今お調べしてお答えしたいと思います。申し訳ございません。

○委員 4月になって取りまとめることが非常に多い。こういった収支の報告だけじゃな

くて、いろんなことを取りまとめなきゃいけないということもあると思うので、例えば税務申告等ですと2か月の余裕があるんですけども、1か月で全部まとめ上げなきゃいけないというのは、ちょっと私も公明党のあれを見ましたけれども、80何ページの帳簿になっているんですけども、そういったものを全部こういう形でまとめ上げて提出というのは非常にきついんじゃないかなという感じがするものですから、そういう提出する側の状況はどうかかなと思って聞いてみたんですけどもね。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

出納整理期間が5月末までということもあって、そこまでに区としての決算を確定させなければいけない中で、恐らくその1か月前の4月末にという立てつけになっているのかなというふうにも思うんですが、そういうことですか。

○総務課長 おっしゃるとおりでございます。出納閉鎖の前、年度末が終わって1か月というところで報告をいただいております。議会の中でいきますと、会派で請求しているところについてはなるべく四半期ごとの確認。実際、報告書を作るのは各会派でございますが、事務局は確認というところでございますが、その確認をしつつ、4月30日、議長への報告ということで提出をしていただいている状況でございます。

以上でございます。

○会長 そうすると四半期ごとにチェックをされているということなんですか。

○総務課長 例えばそういうこともあると伺っている状況で、最終的には4月末ということで併せて御報告をいただいている状況です。

○総務部長 総務部長でございます。

多分1年分まとめてやってしまいますとかなり大変ということで、議員さんの中、会派の中には工夫して四半期ごとに出して、事務局のほうで間違いがないかどうか確認してくださいよということでやっている方もいらっしゃるということで、会派ではなくて一人会派という形でお一人でやっている方については、御自分の中で月ごとに小まめにやればそんなに……。今のところ、区議会の議員の方々から、1か月というのは厳しいから何とかしてくださいというような御要望は、こちらには伝わっていないところでございます。

以上でございます。

○会長 御質問ありがとうございました。ほかに御質問よろしいでしょうか。

特にならなければ、早速、政務活動費の額の検討に入りたいと思います。先ほどの説明資料なども踏まえまして、来年度の政務活動費の額を改定する必要があるのかどうかという点について、委員の皆様から御意見をお伺いしたいと思います。お一人お一人御発言いただければ幸いです。どなたからでも結構でございます。いかがでしょうか。

○委員 現在、物価が大分上昇みになっていることは事実だろうと思います。まだ統計的なものは出ていませんけれども、私たちが知る限りは、特にエネルギー価格、ガソリンとかそのような部分と、それから食料品、これもテレビでは、もう続々と値上げをしていると。それ以外に建築資材も上がっているということです。

ただし、政務活動費とどのような関係があるかを考えてみますと、ガソリン代等は、それは調査費として掲げられているので、パーセンテージはかなり低いだろうなど。それから、条例にありますとおり、飲食を主目的とする会議等については対象外ということなので、広報、事務費、人件費等については、今はそれほど大きく値上がりしている状況ではないのかなと思います。しかも、物価の上昇がどの程度で落ち着くかというのは今の段階では分からない状況なので、これはもう現在の金額を前提にしばらく様子を見るほかないのかなと思っています。そうすると据置きという結論になるのかなと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。物価上昇なども加味しつつ、それほど影響がないとすれば、状況を注視しながらも、今回は据置きでいかがかという御意見をいただきました。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

○委員 まず結論から申し上げますと、政務活動費についてのこの金額は、私も、今、橋委員がおっしゃられたように、据置きということでお願いしたいと思います。

理由を以下に幾つか述べさせていただきます。

1つは政務活動費、先ほど御説明いただいた資料の中でも、23区の他区の状況が触れられておりました。その中で金額的にはトップ、月々24万円ということですね。同時に、他区においても、この金額について今のところまだ変更という動きはないよというのがあります。

それから、2つ目の理由ですが、この政務活動費を含めて、これは実際には2回目の報酬等審議会の中で議論になるところだと思いますけれども、いわゆる議員報酬の関係ですね。ここについては、既にこの政務活動費とは別個に切り分けられて、いわば議員としての活動一般に関してはそのところが別途支給されますよという状況の中で、これは毎年、

私のほうで申し上げているんですが、92万人になんなんとする世田谷の区民の方々の日々の暮らしの実態、そここのところに鑑みてどういう状況なのか。その中での議員さんの政務活動費やその他の報酬の在り方についてどう考えるかが問われるんじゃないかなと思います。例えば昨日のNHKのニュースか何かで夕方出ましたが、この夏にも相当な消費者物価の値上がりが出ています。それから、この秋にも値上げの予定がある。トータルでは1万8523品目ぐらいの値上げが予定されている、そんなことが報道されていました。

それから、これはつい最近、総務省から東京都区部の消費者物価の統計というものが出ていますが、総合分として扱ったもので見ると、2020年を100とした場合、数字としては102.3というのが東京都区部の消費者物価指数として総務省が7月29日に発表していると思います。他方、月例経済報告、これは毎月出ている内閣府の報告ですけれども、直近では7月26日に出されたところで、景気の状態についても、基調判断の問題と同時に、やはり物価なり賃金の動きについて総括的に触れられています。そこでは緩やかに持ち直しをしているというふうな表現はございますけれども、実際に区民の方々の生活実感から見ると、これはいかがなものかというのがあります。

それから、7月26日の月例経済報告と同じ日に、いわゆる毎月勤労統計調査というのが出ておりますね。この統計調査の中で、特にそれに合わせて賃金指数というのが発表されていますけれども、これは令和2年ですから2020年を100とした場合に、令和4年5月の賃金指数が87.0というふうに公表されています。

つまり、この間、先ほどの消費者物価のほうは、東京都区部は、7月29日のデータだと102.3となっているわけですが、他方、現金給与総額という点で見た場合の賃金指数は、令和2年を100とした場合に令和4年5月が87.0。つまり賃金がなかなか伸び悩んでいる。中には今回の春闘の中でも伸びているところもありますけれども、全体は相当厳しいというのがあるかと思います。

それに輪をかけて、これは高齢者の方にとっては耳の痛い話ですけれども、年金の支給が0.4削減という動きがありましたし、それから、これは別途の問題にはなりますが、ただ、負担という点では、75歳以上の後期高齢者の医療の関係で窓口負担が、予定では10月から今の割負担からいくと倍額になろうというふうな動きもあります。

そういう点では、片や物価が、今のウクライナ問題とかコロナの問題を含めて相当じわじわと上がってきている。そのことに対して、実際のいわば現役の方の賃金の問題、あるいは年金生活の方の年金の実態、生活実感から見ると、これはかなり厳しい状況ではない

かなと。そういう中で政務活動費について、じゃ、物価が上がっているから上げますというふうな話には多分ならないのではないかなと私は思いました。

それから、先ほどちょっと触れさせてもらった月例経済報告の中でも、これは景気の基調判断は緩やかに持ち直しをしているとは言っておりますけれども、他方では、消費者物価の上昇による実質的な可処分所得の低下、そんなことも見合いながら、いわば下振れリスクのことについても今触れている。そんな表現が7月の月例経済報告では出ています。

そういう点では、全体としての状況、これも昨日今日のところで話題となっておりますが、欧米各国は、金利の操作の関係を含めて、日本の今の日銀なりの動きとはいわば逆の動きがあつて、日本が逆なのか欧米が逆なのか分かりませんが、そういう中では、ますます円安の問題、いわばさらに物価上昇の要因となるようなものが連なっているというふうにも受け止められますので、そういう状況では、政務活動費については、やっぱり冒頭申しましたように、据置きが妥当ではないかなと思いました。

以上です。

○会長 委員、ありがとうございます。月例経済報告その他、丹念に調べていただきましてありがとうございます。

事務局のほう、先ほどの宿題に対してはいかがでしょうか。執行率ですね。

○総務課長 恐れ入ります、先ほどの執行率のところでございますが、平成28年度につきましては94.55%、平成27年度は96.32%、平成26年度は99.74%、平成25年度は98.41%という状況でございます。

また、先ほどの収支報告の提出の時期でございます。近隣区の状況でございますが、まず大田区につきましては毎年度4月20日までということで、あと杉並、渋谷、港、品川につきましては、世田谷と同様30日以内ということでございました。

以上でございます。

○会長 御確認いただいてありがとうございます。やっぱり執行率がじわじわと落ちてきているんですかね。そのあたりも含めてよく分かりました。ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の方、いかがでしょうか。

○委員 私も結論から申し上げますと据置きでいいかなと思いましたが、今、コロナにおける状況で活動が減っているということもあつての執行率の低下かなと最初思ったんですけれども、でも、今お話を聞いたら25年度からは大分下がっているの、その辺はどういう事情があるのか、よく分からないんですけれども、でも、コロナの状況がこれから落ち着い

ていけば、また活動も増えていくので、きっと据置きのまま、物価の上昇とかそういうことはもちろん大変なんですけれども、やっていけるのではないかなと思いました。

○会長 そうすると、今後コロナがちょっと改善した状況での活発な活動に期待もしつつ据置きということですね。ありがとうございます。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

○委員 私も、やはり皆さんと同じように、据置きでぜひお願いしたいと思います。

一般的な区民の感覚からいうと、食材の値上がりとか光熱費の値上がり、かなり生活が逼迫してきているんですね。それで、個々のお宅などをのぞいてみても、今までだったらそれぞれの部屋でクーラーをかけて生活している、これは最近なら当たり前のようになってきていたんですが、このところ、子供たちは食堂で勉強しなさいと。逆に言うとそれはとてもいい方向かなとも思うんですが、テレビも各部屋で見ていたのを一つの部屋で見ましょう、リビングで見ましょう、そういうような涙ぐましい努力をしながら生活を切り盛りしている現状があるんですね。そういったところを踏まえると、確かに物価上昇でこれから広報費に関わる費用やなんかは上がってくるかもしれませんが、一般区民はもっとそういったところで涙ぐましい努力をしながら切り詰めているので、ぜひ会派の方や議員さんたちにも切り詰めてやっていただきたいなと思います。

○会長 委員、ありがとうございました。なるほど、そのあたりの生活実感なども踏まえつつ、ぜひ切り詰めながら成果を上げていただきたいということかなと思いました。

ほかはいかがでしょう。

○委員 私は、まず御意見を申し上げる前に、ちょっとお尋ねしたい点があります。ホームページに載っております帳簿等、私は素人ですのでよくは分かりません。ただ、その中に按分率が出てきます。それが0.5だったり0.7だったりしておりますけれども、その数字の根拠が何なのかが分かりません。どういうことなのでしょう。お分かりになる限りで結構でございますが。

○総務課長 今回ホームページにアップされている中でも、例えばガソリン代とか事務費、それぞれ50%にされている方、90%にされている方、30%にされている方という数字が見受けられております。会派であればあるいは按分率を決めているものがあるのかとは思いますが、それぞれ議員の活動の中で、いわゆる政務活動として使用したものに対する割合として上限を定めているもので、特に世田谷区議会として基準を定めているものではないと思われ、その内容につきましては、それぞれ支出した議員、会派のほうでの御説

明になろうかと思えます。

以上でございます。

○委員　そうですか。例えば個人事業主等が税務申告する場合、青色申告する場合におきましても、一軒家のところ、マンションであったとしても区分所有の中の一部屋をそれに当てている場合には、総面積に対してその使われている部分がどれだけであるかということで按分率を出しているやに私は記憶しているんですけども、そうでなければ、どういう根拠でこの数字になったかということを探ねられるということもありましょから、そういうことになると思うんです。ですから、やはりこれがその方、その方で違うのであればまた見方も違ってくるのですが、大体0.5か0.7なんですね。やはりそのあたりのことは、それでいいとか悪いとかではなくて、きちんと根拠を示していただくというのが一つの在り方ではないかなと、そんなふうに思いました。これは私の感想でございます。

今後どうするかということですけども、これをずうっと私も見させていただいて、確かに本年度は約90%、総額の1割が返還されていることになります。ただ、ずうっと何年にもわたってですから、議員を続けていらっしゃる方、途中でお替わりになる方いろいろありますので、その見方は一律とは言えませんけれども、使う方はいつも使っていらっしゃるんですね。100%以上なんですね。

それで私が感じていることですけども、いわゆる区政レポートとかが送られてくるんですけども、若干変わってきたなと感じていることがございました。その方々のものをちょっと見てみると、あら、どうしたのと思って。上の3つの割合は全体として90%ぐらいになっていますけれども、一人一人の方を見ると、大分そこが違っているように感じています。ですから、それは議員の方も御努力なさっているのか、区民のほうをちょっと見てくださったのかなという感想を持ったりもいたしましたけれども、100%に至らなかった方が、この会派のところは人数がいろいろになってしまうのでちょっと省きましたけれども、今年においては、多分15人でいいかなと思うんですけども、その方で1300万円、去年は16人の方で970万円、その前も16人の方で1200万円、こういうふうにお返しになっていらっしゃるんですね。

やはり私は、これは大事な政務に係る費用対効果としてきちんと区民に説明できるお金であれば、その調査研究に当たったものであれば、これは100%以上になりました、でも100%までで何とかしますよということも納得いくんですけども、いささか、ホームページに載っているのを見る限り、これが調査研究であろうかと思うような感じがいたしま

す。そのところをやはりちょっと申し上げておきたいというのが1点。

それから領収書が、例えば人件費のところも、どなた様に払ったのかがよく分からない。家族の方は人件費の対象にはならない。例えば家屋等につきましても、親族が持っているものを使ったのは対象にはならない。しかしながら、家賃とだけしか書いていない場合、それが果たして本当なのかどうか。せつかくあのような形で公表してくださっているのですから、そのあたりのことも領収書の中にきちんと書いていただければ、それで分かるのではないかなと思うので、そのあたりのこともお考えいただければと思いました。

なぜならば、この年額288万円という金額を一般の源泉徴収でお金をもらう方々が払う、つまり税金を払わず何もなく、それを全て使えるお金にするためには、一体どれだけ働かねばならないか。三百五、六十万円、つまり1か月に30万から35万円の収入を得なければ、それだけ使うお金は出てこないのではないかと、私はこのように思うんです。そうした場合に、この288万円という中から税金をお支払いになるわけでもない、公共料金を払うわけでもない、何も払わず全部が使える。しかも、それが皆様方の税金から、逆に言えば288万円とは一体何人の方の税金になるのか。そういったことを考えたときに、やはり政務活動という意味合い、別表に書かれていることをもう一度きちんと精査をさせていただいて、そして公表をさせていただく。そこに至るまでも、やはりヒアリングなり監査もないわけですから、そういったことも、それがここの場であるのかどうか分かりませんが、何らかの形で区民に分かるように、ああ、これだけ働いてくれて、ほんの少しで申し訳ないわねということであればならないのではないかと、私はそのように思うんです。

ですから、できれば下げてください。つまりは、1割返しているということならば1割下げてください、その中でやっていただくというのも一つではないかと、このようにも思います。しかし、やはり大変なこともおありだということを私も存じ上げています。ですから、横ばい、そのままというのでも致し方ないかなとは思いますが、でも、その裏には、それなりの説明、それから、こちらからもその説明をしていただくようお願いするとか、そういったことも必要ではないかと、このように私は思っております。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。やはりホームページでこれだけ世田谷区は積極的に公開しているとは言えるものの、実際に中を見てみると何だかよく分からないなというところもあって、その説明責任を果たすということと、年額288万円という血税が使われている

ところもあって、そこをどう考えるのかという観点から、本当に説明責任を果たすための努力なり工夫が求められるのではないかと。また、今の使途の状況を見ると平均的に9割になっているので、下げるという考え方もあるのではないかと。

ただ、さはさりながら状況が大変だということも分かるので、そこはやっぱり区民に対して、こういうことに使っているのであれば区民に対して還元されているということで納得感のいくような使途というものを明示した上で維持するという考え方もあるのではないかと、そういう御意見だったかなと受け止めさせていただきました。どうもありがとうございます。

それでは、ほかの委員の方、いかがでしょうか。

○委員 よろしくお願ひします。

去年と今年と2年連続で出させていただいて、率直に申し上げて、いや、本当にこれは難しいなと思うんです。正直、上げるという結論も、下げるという結論も出しにくいなというのがあって、結局いいところを取って据置きというのが、もう本音で言わせていただく。では、何でかと考えると、一つは比較しようがないという点なんですね。失礼ながら、これは議員さんの報酬とは別に月額24万円ですよ。この24万円という月額が、切実なのか、そうでないのかという議員さんの意見が全く出ていないんです。呼んでというのはちょっとまずいと思うんです、審議会なので難しいと思うんです。

だから、この執行率についても、正直ゼロという方もいる。これは平均を出したところで、正直、何の意味があるのかなと。もちろん意味はあります、意味はありますけれども、これは多分使わないで済んじゃうものという考え方のポリシーの方と、それを使ってこそという政治に対する姿勢の表れになってしまっていると思うので、それがどうしても執行率の悪さになっちゃっているのかなと。だから平均を出しても、ゼロの方がいる以上、絶対下がるに決まっているんですね。平均値の当たり前ですけども、当然のことなんですよ。

だからここはすごく難しく、比較するにしても地域で比較すると、世田谷区というのはもう政令指定都市の人口を超えていますので、ですから相当な人数を抱えている中での議員活動ですから大変だと思うんですよ。ただ、今日、僕は去年の資料も持ってきたんですけども、やっぱり先ほどもおっしゃられたように、ほかに上げている地方自治体さんはいないわけですよ。やっぱりそれは地域別に見ましても上げづらいだろうと思う。これだけ地域の人口を抱えながらの活動費24万円という数字、この中でやっていただくし

かないのかなという点だと思うんです。

過去と比べた場合、この改定経過を見て、僕は去年初めて見てびっくりしたんですけれども、途中5万とか上がるわけですよ、3年たって5万とか。30年前とか、いきなり5万とか上がるわけですよ。そもそも国会議員さんの100万円も大問題になっていますけれども、この24万円という数字そのものが、正直言って平成13年度からもう上がっていません。もう21年たつわけです。正直そろそろ上げてもという思いもありますが、先ほどおっしゃられた288万円というのは、僕らの感覚とすると、もう頭打ちだなと。これ以上上げるとするのは、かなりの積算根拠がないとおかしくなっちゃうんじゃないかなという気がするんですね。

だから、そもそも24万円の積算根拠があると思うんですけれども、これだけかかるからこれだけのお金が頂きたいということじゃなくて、これだけのお金があるからこう使うんだということになっちゃっているというのがあるんだと思うんですよ、正直言いますと。だから、この過去との比較から考えて、もうこれ以上上げるということ自体、よほどのことがない限り、21年たってもまだ据置きにしているという状況がある以上、やっぱり288万という数字はかなり重いんだろうなという気がしています。

それから、民間との比較については、先ほど諸先生方がおっしゃられていることで、日本の最低賃金はまだ1000円、平均でいうと900円台で、今朝の新聞でようやく過去最大の値上げで30何円とかとんでもない数字だったんですけれども、僕が働いているのがやっぱり1000円ちょっとの状況です。本当にお小遣い程度にしかありません、正直言いますと。そういった民間のことを考えても、やっぱりこれ以上上げるのは難しいんじゃないかなというのが3点目。

あと、やっぱり建て替えをやっているというのは大きくて、去年もお話したかもしれませんけれども、区役所としては悲願、世田谷区の悲願で、僕が小学生のときからずっと使っていた区民会館で、行っている方は分かったと思うんですが、物すごく老築化していて、失礼ながら、よくこんなところを使っているなという場所だったので、東北の震災の頃、もう着工しようかという話が出ていたんじゃないかと思うんですね。ただ、それですっ飛ばしちゃって、できなくなっちゃった。多分何回か紆余曲折を経て、ようやくできたにもかかわらずコロナ禍と、とんでもないときになっちゃっている。そういう意味では、もちろん貯金してきた中での建て替えだと思うので、その点は財政には響かないということでやられていると思うので大丈夫だと思うんですけれども、そういった区民の状況、これ

だけ建て替えて大変だろうな、お金を使っているんだらうなということを考えている中で、失礼ながらのプラスアルファの、議員報酬でないほうの政務活動費を上げるという選択はしづらいらうなというところがあります。

あと不思議なのが、税金が増えたって何でなんですかね。国もたしか税金が過去最高でしたよね。取るところから取っているということなんですかね。本当に不思議だなと思って、結局、世田谷区さんも多分落ち込むだらうなと思ったのが、失礼ながら比較的税金のほう安定していたおかげでということだと思うので、それでもっているのであれば、何とかこのままいっていただければと思うんですけどもね。

ということで、最初の結論どおり、もう据置きしかないのかなというところですよ。

○会長 ありがとうございます。先ほどの事務局の御説明でいうと、この審議会は平成12年度からでしたっけ。だから、この24万円になったときからもうずっとということですよ。

○委員 じゃ、それ以来ずっと上げられないという状況なんですね。

○会長 逆に言うと、この審議会ですべて上げずにきている。そういう理解でよろしいでしょうか。

○総務課長 会長のおっしゃるとおりでございます。

○委員 ストッパーになっているということですか。そういうのはおかしい考えですか。

○会長 そこは、補足していただけますか。

○委員 ありがとうございます。●●委員あたりもそうですが、長らく委員会に関わっていますが、まず今話題になった、あるいは委員が御指摘いただいたように、執行率については、これは事務局はなかなか申し上げられないと思いますが、政治的要因、つまりこれを使わないことをポリシーにし、それをもっと言うなら選挙戦でも言って、それを一銭も使わなかったんですよということを言う方もいるということで、そういう方が増えると執行率は下がっていくという現象は確かにある。つまり社会的要因のほかに地方政治的な要因、選挙的な要因もあったということです。

ストッパーになっているか、なっていないかは、10ページの表で、こういう審議会がないところすらあるわけでありますので、そこはなかなか申し上げにくいところなのかなということでもあります。確かにそこは、世田谷区は、24万円に上げてからきちんとしているということは事実だと思います。

それから、せっかくの発言の機会ですから、結論から申し上げますと、総合的に見てや

はり据置きということになるのかなと思います。その理由は、今、広報広聴活動、一番お金を使っている部分が動きつつあります。SNSの影響です。印刷費がこのままずっと続くのかとか、そういうものも含めて、議員の皆様も先生方も模索中なのではないかなという気がいたします。したがって、この額でもう少し様子を見るのが妥当ではないかなと思います。

さらに、前回の附帯の要望によりまして、私はホームページが大分見やすくなったと思います。お礼を申し上げたいと思います。ただし、先ほど委員から御指摘がありましたように、より充実させるというのも今後のことではありますが、今ちょうど個人情報保護法が改正になりまして、今度は地方の個人情報保護を国が一括して管理することになったので、今、条例改定なんかが大変なんじゃないですか。そういうような動きもありますので、そういうことも見つつ、どこまでどういうものが公開できるのかということは、それぞれの持ち場、例えば議会なら議会、議員なら議員、あるいは審査をどこかに頼むなら情報公開系の運営推進審議会というような、いろんなところで検討していただくと事項なのかなと思います。個人情報保護の情報を見ながら、これは地方自治体は寝耳に水で、条例があるのに変えなきゃいけなかったりして大変なことになっているので、そんなものも踏まえながらやっていくということです。

それから先生、やっぱり本当に按分が難しいですよ。一応議員個人としては個人事業主の方のやり方をしているんですが、ガソリンなんかになると、どこまでがこれで使ったかは個人のあれを信じるしかなくなってくるわけでありまして、そういう難しさというのが政務活動費にはあるのではないかなと思います。

結論といたしましては、総合的に見て据置きという意見にさせていただきます。

以上です。よろしくお願いします。

○会長 委員の御質問に対するの回答も交えつつ御意見いただきまして、ありがとうございました。

御発言にありましたとおり、上げるとか下げるということは本当に決めにくいとか、よっぽどのがないと、というようなこともある中で、チェックをしながらそれぞれ毎回考えていくというこのプロセス自体が非常に大切なのかなとも思っております。

さらに、委員からは、これまでの経緯も踏まえまして、あと最近の個人情報保護法の話とか、広報広聴がデジタル化に伴ってSNSにシフトしている、そのあたりの費用をどう見るかということも含めて今模索中というような御説明もいただいたところです。ありが

とうございます。

委員、いかがでしょうか。お願いいたします。

○委員 24万円というものを客観的に判定するというのは非常に難しいことだと思います。そういう意味で本当に客観的に判定しようとしたら、それぞれの方々が公表されている内容を全部つぶさに調べて、それが適切な支出であったかというようなことを全員について評価しないといけないと思うんですけれども、この公表作業自体もすごく時間がかかるようで、今ぱっと見ても令和2年度が出てくるということで、ちょっと気の抜けたような、令和2年度ということは3年3月期ということで、すぐ直前のものが見られないということもあります。この開示制度が、整理作業がもっとスムーズに進めばもっと早く、9月に公表ということですが、そういうのを皆さんが見て判定すれば、24万円も適切かどうかということは判定できるかもしれませんが、制度的にそのようなものがちょっとできていませんので、私は24万円が妥当だと思います。

執行率の表のところを超えた会派とか議員の数が出ていまして、38分の22が超過していると書いてございますが、これをぱっと見ても、22はそんなに超過していないんですね、100%をちょっと出ているぐらいで。本当にいろいろやっているならもっと、200%とか300%という活動をしてほしいと思うんですけれども、やっぱり皆ぎりぎりのところでとどめている。

それから、全部返上されるような方がいらっしゃるようですが、これもそれなりの信条があつてのことだと思いますので、この平均値自体ちょっと分かりませんが、24万円ということで、取りあえず私は妥当だというふうに判定したいと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

一通り委員の皆様からお話をいただいたところですが、ほかの委員の御発言などを踏まえて、さらに追加の御意見あるいは御質問がございましたらお願いいたします。よろしいですか。——ありがとうございます。

一通り皆様からの御意見を踏まえますと、今の物価上昇その他の要因はあるんだけど、他方で賃金がなかなか上がらないとか、生活も非常に厳しいというような区民の生活実感ですよね。あとは実態を見て、今の状況でこの288万円という金額が足りないかというところ、そういうことでもないだろうということで、増額する必要はないというところでは一致を見たのかなと思っております。

他方で減額というところですが、この執行率などを考えると、あとはこの使い勝手などに対する説明というあたりも含めて、減らすという考え方もあるのではないかなという御意見もいただいたところではございますが、トータルで全体的には、いろいろな状況を考えると、今回はこのまま据置き、現行の額で据え置く形にして、今後の広報広聴費の状況であるとか、あとはその使途に対して区民の皆様に分かりやすく説明していただくような御努力をさらにいただく形をお願いをしていくとか、そのあたりも含めて状況を見ながら今回は据え置く形でいくのがいいのかなということで、皆さんの総意が一定程度図られたのかなと理解したところですが、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 そうしましたら、今回、当審議会の総意としては「現行の額が適正である」ということで判断したいと思いますが、そのような形で議事録に残させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ありがとうございます。それでは、政務活動費の額は現行額のまま改定する必要なしという形で答申させていただくということでまとめていきたいと思えます。

ただ、昨年同様に、やはり公開の仕方であるとか、あとは今日、議員さんたちの実感ですね、この金額で実感はどうかという御意見もあったところです。そのあたりについては事務局のほうで、議会事務局との関係もあると思うんですけども、昨年度ももうちょっと工夫してほしいということでお話しいただいて、こういう形でホームページも少し改善されてきております。特別職報酬等審議会が何か発言をするということでは非常に微妙なところがあるかと思うんですけども、これらの御意見も、ある意味、区民の方々の貴重な声でもありますので、うまい形で反映できないかちょっと模索するというので、これはまた秋に、どういうやり取りがあったのかを御報告いただくような形で進めていければと思っておりますが、よろしいでしょうか。——では、そういう形で進めていきたいと思えます。

そのことも含めまして、この政務活動費の額についての答申文については、次回の第2回特別職報酬等審議会特別職報酬等の額について議論した後に、全体の案文を作成して、委員各位に御確認、御審議いただく形で進めていければと思えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ありがとうございます。では、そのようにさせていただきたいと思います。

それでは、本日の審議内容の会議録の公開について、総務課長から御説明をお願いします。

○総務課長 本日は御審議ありがとうございました。

それでは、私のほうから本日の特別職報酬等審議会の会議録の取扱いにつきまして御説明させていただきます。

会議録につきましては、世田谷区情報公開条例に基づき区政情報コーナーに配置するとともに、区のホームページに掲載させていただきますので御了承いただければと思います。

会議録の内容につきましては、会長に御確認いただくことで委員の皆様の確認という形を取らせていただきたいと思いますと存じますが、よろしいでしょうか。

○会長 会議録って、この議事録ですよ。委員の皆さんに確認はいただかないんですか。今まで確認は回していませんでしたか。

○委員 ケース・バイ・ケースでしたかね。

○会長 ケース・バイ・ケースですかね。

○総務課長 今、会長のほうから御発言がありましたので、委員の皆様に確認した上で、最終的に会長に御確認いただくということでよろしいでしょうか。

○会長 すみません、それでお願いできればと思います。

○総務課長 承知いたしました。

○会長 それでは、各委員の皆様に御確認いただいた上で公開する形で進めていきたいと思えます。失礼いたしました。ありがとうございます。

以上で本日予定していた次第を全て終了いたしました。その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。——では、特に御意見などないようでしたら、以上をもちまして本日の審議会を終了いたします。

なお、次回の第2回特別職報酬等審議会は、10月31日月曜日午前10時から予定しているそうでございます。開催方法につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえて適宜判断していくということで、事務局のほうで考えてくださっております。

それでは、本当にお暑い中をお集まりいただきまして、ありがとうございました。御多忙と思いますが、次回も引き続きよろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。